● 佐那河内村広報誌 http://www.vill.sanagochi.lg.jp 令和元年10月15日発行

THE PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

10 2019 | 1559



令和元年度 敬老会開催

~9/29(日)~

関連記事は18ページ

人のうごき[令和元年9月30日現在] 人口 2,309人(0) 男 1,120人(0) 女 1,187人(-2) 世帯数 937(0)

[IP電話番号] 村役場代表 5000~5004/議会事務局 5005/教育委員会 5006/社会福祉協議会 5007総務課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970 住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 企画政策課 ☎679-2973 議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 保育所 ☎679-2217 ※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP. 5000~5004 ◎役場共通 FAX.679-2125

【教育委員会】☎679-2817 FAX.679-2173









令和元年 第3回9月定例会

令和元年第3回定例会は、9月9日開会され、平成30年度各会計決 算認定6件、令和元年度各会計補正予算案件5件、条例案件20件、人 事案件1件、報告案件1件、議員提出議案1件の合わせて34件の審議 を行い、原案どおり可決、認定、同意、受理、採択し、9月20日に 閉会しました。

→ 決算認定案件

議案第35号 (認定第1号) から議案 第40号 (認定第6号) について

平成30年度佐那河内村一般会計 外特別会計5件の決算認定について 地方自治法第233条第3項の規定に より、監査委員の意見を付して議会 の認定に付するもの。

● 補正予算案件 ●

議案第41号 令和元年度佐那河内 村一般会計補正予算(第2号)につ いて

1億6,301万4千円を追加し、歳 入歳出予算を総額37億4,321万1 千円とするもの。

議案第42号 令和元年度佐那河内 村国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)について

643万円を増額し、歳入歳出予算 の総額を3億3,643万円とするもの。 議案第43号 令和元年度佐那河内 村簡易水道特別会計補正予算(第1 号) について

65 万円を増額し、歳入歳出予算の 総額を 9,330 万円とするもの。

議案第44号 令和元年度佐那河内 村農業集落排水事業特別会計補正予 算(第1号)について

870万円を減額し、歳入歳出予算 の総額を1億4,638万円とするもの。 議案第45号 令和元年度佐那河内 村宅地造成事業特別会計補正予算 (第1号) について

8.081 万円を増額し、歳入歳出予 算の総額を1億2,281万円とするも の。

● 条例案件 ●

議案第46号 佐那河内村印鑑条例 の一部を改正する条例について

住民基本台帳法施行令等の改正に 伴い、旧氏での印鑑登録、印鑑登録 証明書への旧氏の併記を可能とする 改正を行うもの。

議案第47号 佐那河内村手数料徴収 条例の一部を改正する条例について

現行の手数料は長年見直しがされ ておらず、近隣市町と比較して低額 であることから、近隣市町を参考に、 手数料の金額を改定するもの。

議案第48号 佐那河内村特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について

特定教育・保育施設および特定地 域型保育事業の運営に関する基準の 公布に伴い、家庭的保育事業者等の 認可基準と確認基準を整合させるた めの改正及び幼児教育・保育の無償 化に伴う食事の提供に要する費用の 取り扱いの改正等を行うもの。

議案第49号 佐那河内村立学校使用 条例の一部を改正する条例について 議案第50号 佐那河内村立公民館 の設置、管理及び職員に関する条例 の一部を改正する条例について

議案第51号 佐那河内村中央運動 公園の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について

議案第53号 佐那河内村老人憩の 家設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について

議案第54号 佐那河内村保健セン ター設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について

議案第55号 佐那河内村農業集落排

水処理施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について 議案第56号 佐那河内村生活改善 センターの設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例について 議案第57号 佐那河内村集会所の 設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について

議案第58号 佐那河内村民運動広 場の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について

議案第59号 佐那河内村大川原高 原ログハウス迎光閣の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第60号 佐那河内村大川原高 原ヒルトップハウスの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第61号 大川原観光農園管理 棟の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について

議案第62号 食業工房さなごうち 設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について

議案第63号 佐那河内村農業総合振 興センターの設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について 議案第64号 佐那河内村法定外公 共物の管理条例の一部を改正する条 例について

議案第65号 佐那河内村簡易水道 等事業条例の一部を改正する条例に ついて

議案第49号から議案第51号及び 議案第53号から議案第65号までに ついては、令和元年度10月1日か らの消費税率引き上げに伴う使用料 等の金額または税率の表示の改正を 行うもの。

議案第52号 佐那河内村西ノハナ 運動施設の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例について

令和元年度10月1日からの消費 税率引き上げに伴う使用料等の金額 または税率の表示の改正等及び題名 を「佐那河内村民体育館の設置及び 管理に関する条例」に改めるもの。

議案第66号 教育委員会委員の任 命について

令和元年9月30日に任期満了と なる東野弘之教育委員の再任につい て、議会の同意を求めるもの。

● 報告案件 ●

報告第2号 平成30年度佐那河内 村財政健全化判断比率等の報告につ いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度の財政健全化比率及び公営企業会計の資金不足比率を報告するもの。

議員提出議案

発議第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしない」と定めた所得税法第56条の廃止を求める意見書を地方自治法99条の規定により提出するもの。

● 請願 ●

請願第1号 家族従業者の働き分を 認めない所得税法第56条の廃止を 求める請願について

「所得税法第 56 条」は廃止するよう、国や政府関係機関に意見書をあげることを求めるもの。

一般質問

大岩 和久 議員

1. 各税の収納状況等について

①現年度分および、過年度分の 収納状況をうかがいたい。 ②今後の取組みとして、どのような対策が考えられるのか。

(1)令和元年度村税現年度課税分の税目ごとの徴収率は、村民税個人分(普通徴収は2期分、特別徴収は7月分まで)は95.05%、村民税法人分は100%、固定資産税(2期分まで)は97.77%、軽自動車税(全期分)は97.85%、村たばご税(現在まで)は100%で、村税現年課税分全体の徴収率は96.94%です。過年度の村税滞納繰越分は、村民税個人分33.87%、固定資産税21.69%、軽自動車税は19.94%です。村税滞納繰越分全体の現在までの徴収率

は 26.71%、村税現年課税分と滞納繰越分合わせた村税全体の現在までの徴収率は 95.45%です。

国民保険税の現年度課税分(2期分まで)は93.09%、滞納繰越分は24.88%で、国民健康保険税全体の現在までの徴収率は86.19%です。

介護保険料の現年課税分(1期分まで)は99.44%、過年度の滞納繰越分は8.92%、介護保険料全体の現在までの徴収率は99.20%です。

後期高齢者医療保険料の現年課税分の普通徴収(1期分まで)は72.43%、特別徴収(8月分まで)は100%、合計徴収率は95.84%、滞納繰越分は97.44%で、後期高齢者医療保険料全体の現在までの徴収率は95.86%です。

②村税の収納率は、村民の皆さまの高い納税意識により、平成29年度、平成30年度は、県内でも屈指の収納率を維持しています。収納率の向上を図るための今後の取組みと対策は、①新たな滞納者をつくらないこと、②徴収事務について他団体との連携を図ること、③徴収率の向上を図るための新たな取組みを行うことです。

1点目の「新たな滞納者をつく らないこと」については、滞納状況 の進行管理を徹底した上で、現年 課税分については、新たな未納者 に対して早期に接触し、早期の納 税折衝に着手し、新たな滞納者を つくらないことを肝要に徴収事務 を進めます。また、滞納繰越分に ついては、完納が見込める分納計 画を基本に分納監視の徹底を図り、 法令等に基づき滞納処分によって 生活を著しく困窮させるおそれの ある人に対しては滞納処分の執行 停止を、悪質と思われる滞納者に 対しては差し押さえなどの滞納処 分や国民健康保険資格証明書の発 行を行うなどの対策を行います。

2点目の「徴収事務について他団体との連携を図ること」については、本年も11月、12月は、県と市町村共同の徴収強化月間とし、徳島県と共同で催告書を送付するなどの対策を行います。

3点目の「徴収率の向上を図るた

めの新たな取組みを行うこと」については、昨年度は9月25日から10月5日を佐那河内村徴収強化週間と設定し、平成30年度前期分(8月31日までが納期となる課税分)について、臨戸徴収などを実地しました。今年度も昨年と同様に、徴収率の向上に取り組みます。

2. 自然災害時の情報発信について

①村民の皆さまに、本村の現状 を知っていただくための、わかりやすい情報発信、および伝達の方法を検討していただきたい。

②要旨の①からの抽出ではあるが、河川監視カメラをもっと見やすく使いやすくしていただきたい。 ③村民の生命と財産を守る対策の一つであると考える。村長の方針をうかがいたい。

①災害時の情報伝達手段は、 防災行政無線、緊急速報メー ル、ホームページでの情報配信、 防災活動車および広報車による呼 びかけ、Lアラート(県整備の災 害情報共有システムを活用したテ レビなどへの情報配信) などがあ ります。そのほか村内の一ノ瀬地 区、根郷地区の2カ所に設置して いる河川監視カメラにより河川の 増水状況を確認することができま す。しかしながら、防災行政無線 は台風時などに屋外拡声機の音が 聞こえづらく内容が聞き取れない 場合があることや、屋内の戸別受 信機では、機器の配置場所によっ て情報をタイムリーに取得できな いなど、どの伝達手段においても 一長一短があります。

最近では SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を情報発信手段として活用することが有効であると考えられています。電話がつながらず、ホームページの閲覧も困難な災害時に、インターネットにつながれば利用できる SNS は、自治体にとって災害時の有力な情報伝達手段と考えられますが、一方で災害時に SNS 活用に割ける職員の確保や、誤った情報も瞬時に拡散されるなどの課題もあることから検討が必要です。

村としては、万が一に備え全て

の村民の皆さまに情報が伝えられるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要であると考えています。

②河川監視カメラは、一ノ瀬地区、根郷地区の2カ所に設置しています。一ノ瀬地区のカメラは、設置場所付近に街灯がなく、夜間の対策としてライトを設置していますが、通行車両がまぶしく危険なため赤外線ライトを設置しています。赤外線ライトの映像は白黒画像となり、夜間には多少見えづらい映像となっています。

河川監視カメラは、設置から7年が経過していることから、赤外線ライトなどの性能が向上していると思われるので、専門業者と協議を行い、新しいカメラへの更新も含め検討します。

③災害対応として、発災時の初期段階から一貫して求められるものの一つに情報収集、情報発信が挙げられます。

村では災害が発生したときに正確な情報を村民の皆さまにいち早くお知らせするため、さまざまな媒体を通じて災害情報をお知らせしていますが、今後も、よりわかりやすい情報伝達のために、ホームページの刷新、監視カメラの改善、防災行政無線に加え SNSの活用など、あらゆる情報伝達手段を活用し、災害情報が届かない人がないよう対策を講じていきたい。

井開 一文 議員

1. 学校給食について

①村補助金制度を平成31年4 月から開始し、半年余りが経過 したが現状はどうか。

②学校給食を通じたさらなる食 育の推進は考えているか。

③子どもの数の減少など、学校 給食センターを取り巻く環境は変 わろうとしているが、今後どのよ うな、形態でセンターを運営すべ きだと考えているか。

①子どもたちが豊かな人間性 を育み、生きる力を身につける ためには食が大切であると言われ ています。学校給食は児童生徒が 望ましい食習慣を養い、健全な食 生活を営むことを目的として行っています。

平成20年9月から平成31年3月まで1食当たり小学生が280円、中学生が310円で運営してきましたが、本年10月からの消費税率などの変更に伴って給食にかかわるさまざまな物資や光熱費などの価格の上昇が予想されることから、質を落とすことなく充実した給食を行うため、保護者負担額は据え置き、本年4月から、児童生徒1食当たり30円の学校給食1度当たりの価格は、小学生は310円、中学生は340円となっています。

補助金制度の活用により、地産 地消に配慮した食材を用いた佐那 河内の郷土料理を取り入れた献立 など特色のある給食や野菜などの 価格の変動にも対応できる安定し た給食が提供できています。

②小中学校では、全教科を通じて子どもたちに計画的に食について学ばせるとともに、給食を通して献立や食材を活用しながら、食べることの喜びや感謝の心を育てる食育に取り組んでいます。

今後も食育に関わる取組みを継続しながら、家庭への啓発や地域 との連携を大切に食育推進体制の 一層の充実を図り、学校給食を通 じたさらなる食育の推進に取り組 みます。

③学校給食センターは、児童生 徒 125 人、教職員 30 人の給食を 調理員4人と栄養教諭で担い、例 えば野菜は手作業で丁寧に細かく 刻むなど、まるで家庭でつくって いるかのように手間をかけた調理 をしています。校舎の中にある学 校給食センターで給食をつくるこ とにより、熱いものは冷めないう ちに食べることができ、味もおい しく残食が大変少ない状況です。 また、佐那河内産の良質な食材を 使って地産地消を進め、安全・安 心な給食を行えることも学校給食 センターの給食ならではの大きな メリットです。

今後、子どもの数の減少が予想 されていますが、子どもの生涯に わたる健全な生活のために、きめ 細やかな愛情あふれる学校給食の 良さを大切に維持し、課題につい ては常に情報を集め工夫を凝らし、 学校給食センターにおける学校給 食を継続し一層の充実を図ってい く所存です。

髙岡 邦芳 議員

1. 国保健康保険医療費の適正化について

質 ①現状の医療費について ②対策をどのように考えてい るか。

③高額療養費などの対策はどの ように考えているか。

①国民健康保険の医療費の推移は、平成21年度から平成30年度の1人当たりの医療費総額は、平成21年度が約33万円で、平成30年度は約39万円(21年度と比較して18.54%増加)で、一番高かったのは平成24年度で約46万円(21年度と比較して39.85%増加)でした。年度により高低差はありますが、徐々に増加しています。

月平均の一般被保険者の療養給付費と療養費の推移は、平成28年度が約1,430万円、平成30年度は約1,560万円でした。今年度は6月の診療月までの月平均が約1,900万円です。

一般被保険者の高額療養費は、 平成28年度の月平均が約166万円で、平成30年度は約196万円 でした。今年度は8月支払いまで の月平均が、約350万円です。

このように、一般被保険者の月平均の医療費は増加し、平成30年度の1人当たりの医療費(柔道整復を除く。)は約38万8千円で、県下の24市町村中20位でした。しかし、柔道整復の医療費については、1人当たり約7,600円で、県内では一番高い状況でした。

②1点目は、生活習慣の予防や健康の増進を進めることです。特定健診の受診率の向上、特定保健指導実施率を向上させることで、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防に早期から

取組みができ、重症化を予防できると考えています。

2点目は、適正な保険給付を行うことです。レセプトの点検や医療費通知の充実、ジェネリック医薬品の利用促進、重複頻回受診の適正化などを行うことで、医療費の適正化につなげていきたい。

健康診断は、病気の早期発見、早期治療とともに健康管理に欠かせません。病気予防や健康づくりを心がけることで、国民健康保険の健全な運営と被保険者の負担軽減につながることの周知や啓発を行いたい。

③平成30年度における県内国保被保険者の中で比較した場合、1件当たりの入院費用は1位が心疾患で、5位が脳血管疾患と高くなっています。

心疾患は、在院日数が少ないが1件当たりの入院費用が高額で、重症化し高額療養が必要になったと考えられます。重症化による心疾患や脳血管疾患、腎不全は医療費が高額になるため、保健指導などによる早期介入できる体制づくりを行い、重症化予防への取組みを強化していくことが重要です。

病気の早期発見・早期治療のために心電図検査を特定健診受診者 全員が行えるように、健診体制を 整えていきたいと考えている。

平岡 淳 議員

1. 情報開示について

質 ①情報公開の考えについて ②外郭団体の関わりについて ③補助金支出先の団体等との関 わりについて

①情報開示に当たっては、平成 15年制定の佐那河内村情報公 開条例の規定に基づき、事務を執 行します。

条例が対象としている実施機関は、村長、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会と規定されています。また、村が出資する法人についても、情報公開を行うため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものと規定して

います。

情報公開に当たっては、条例の 規定に基づき、適正な事務の執行 に努めることは当然ですが、情報 公開の手続によらずとも、行政機 関が村民に対してさまざまな情報 を積極的に提供していくことが大 切です。

②外郭団体は、一般的には官公 庁から出資、補助金を受けるなど して、官公庁の補完的な業務を行 う団体とされ、本村では、一般財 団法人さなごうち、社会福祉協議 会などが該当するものと考えます。

外郭団体との関わりについては、 村が出資する法人についても情報 公開を行うため、必要な措置を講 ずるよう、指導に努めるものとす るとされているため、村が出資す る法人に対する情報公開の請求が あった場合は、情報公開制度の趣 旨を踏まえた指導を行っていく必 要があります。

③補助団体自身に対する情報公開については、村条例に規定がないため各団体が規約などに基づき対応することになります。なお、各団体への補助金の支出に当たっては、補助の必要性や各種支援のあり方について、常に検証を行っていく必要があります。

補助金の支出に当たっては、各 団体の決算書などを提出いただい ていますが、使途などの妥当性に ついて、十分チェックができてい るとは言えないのが現状です。

村から補助金を受けていることから、各団体においても運営の透明性を図ることは重要であり、村としても、必要な場合は助言、指導に努めていきたい。

2. 役場庁舎建設について

質 ①村民に建設費の周知をして いるのか。

② 10 年先の職員数の変動による空きスペースをどのようにするのか。

③交通弱者(高齢者等)の対応について

①現在、基本設計を終え、実施 設計を進めています。これまで、 何度か供用開始予定を変更させて いただいていますが、現在は、令和4年1月からの供用開始予定です。

庁舎建設費の積算は、実施設計 で行うため、現時点では庁舎建設 費は積算できていません。

実施設計の完了は、本年 12 月 末ごろの見込みのため、実施設計 完了後に、建設費などについて速 やかに広報およびホームページ等 によりお知らせします。

②本村のような人口の少ない小規模自治体においても、他の団体と同様のサービスが求められる中で、10年先においても極端な職員数の減少は考えにくいと思われます。

仮に、空きスペースが生じた場合には、改修も含め、そのときの村民ニーズや時代の要請に応えた有効な活用策を検討したい。

③新庁舎へのアクセスは、現庁舎に比べ国道からの距離が長いため、慣れていただくまでの間は、村民の皆さまにはご不便な印象を与えることがあると思います。

村では、身体障害者や高齢者に対するバス無料制度やタクシー料金の助成制度があり、新庁舎玄関付近まで路線バスが乗り入れる予定ですので、積極的に制度のご活用をお願いします。また、徒歩で来庁される人で、国道から新人で、国道から間を歩くことが困難な方に対しては、例えば職員が国道に行くなど、その連絡方法で迎えに行くなど、その連絡方法をといるものではありません。

新庁舎の建設に当たっては、来 庁者の利便性や安全の確保に十分 留意して進めていきたい。

3. 一般財団法人さなごうちについ て

①ランチ、野菜販売はどのよう な目的で行っているのか。

②平成30年度の移住者ゼロの 実績についてどのように思ってい るのか。

③今後の進めかたについて

①法人格のある団体が行っている事業についての質問のた

め、財団から回答を預かっていま すのでお答えします。

財団では、地域の生活や暮らしを守り、地域に伝わるなりわい、暮らし、文化、景観、コミュニティーを将来の世代に継ぐことを目的として、さまざまな事業を行っています。ご質問の事業については、主に村の中での経済の循環、村の農産物のPRを目的に行っています。

定款には、商業施設の経営に関する事業の記載がありますが、単なる商業施設ではなく、地域の活性化をめざし、村内でとれたものを使い、村民の皆さまに調理していただき、村民の皆さまにも消費をしていただく村内循環を考えています。そのことにより交流が生まれ、少額ですが、村内における経済も循環し、さらに、村外の人が消費者として入ることで、村のPR などにもつながることを期待して行っています。

村ランチを始めて5カ月が経ちますが、定期的に通ってくれるお客さまもいて、シェフの皆さんも忙しい中、村ランチのために、前向きに取り組んでいただき、大変ありがたく思っています。

②平成30年度の村の移住実績は2件(3人)で、その内訳は、県内が2件(3人)、県外からは0件です。一般財団さなごうちの平成30年度実績は、転出抑制1件と物件購入あっせん1件です。

移住交流センターの平成30年度実績は、移住相談延107件(45組)、転出抑制1件です。なお、平成26年度以降の移住実績は、平成26年度1件(2人)、平成27年度6件(17人)平成28年度8件(21人)、平成29年度1件(2人)、平成30年度4件(9人)です。

③原則として、設立時に説明しました内容で進めていきたいと考えています。しかし、本年6月1日にふるさと納税に新しい制度が導入され、これまでの制度とは大きく変わっています。また、地方創生推進交付金が終了したことにより、設立時に説明した予算の収

支計画は、変更せざるを得なくなっています。

森下 嘉文 議員

1. 独居高齢者対策について

①村内に孤立する独居高齢者 対策として安価に利用できる 住宅を提供してはどうか。

①本村の人口は、緩やかに減少していて、平成23年と比較すると400人減少し平成30年10月1日現在2,363人でした。一方、高齢化率は平成23年の36.8%から平成30年は45.3%と年々上昇し、人口の約4割以上を65歳以上が占めています。また、平成27年の国勢調査結果によると、総世帯数791世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯は116世帯で全体の14.7%を占め、今後も増えていくことが予想されます。

空き家などの利用や、高齢者向け住宅の建設は、改修費や建設費のほか管理人などの人件費など多額の経費が必要となることが予想されます。また、近年、国は、地域包括支援事業を推進し、施設から在宅へ、健康寿命を延ばし、できるだけ長く、今住んでいる地域で生活をしていただくという方向へ進んでいます。

村では高齢者が在宅で暮らせる ような支援を行っていて、今後も、 地域福祉の向上に取り組んでいき たいと考えている。

このようなことから、高齢者向 け住宅は一つの検討課題ではあり ますが、できる限り自宅で安心し て暮らせるよう努めたい。

2. 農業従事者の高齢化などについて

①農業従事者も高齢化などで 農業を営むことが困難になっ ている。今後どのような対策を考 えているのか。

①本村を取り巻く社会環境は、 年々深刻さを増し、特に少子 化、高齢化がかつてない早さで進 行しています。地域営農集団につ いては、個人での土地の貸し借り がほぼ限界に近づいている村内の 状況の中で、考えていくべき方策 の一つと思っています。

村では、人・農地・プランの実質化に向け作業を進めています。2年前実施した農家の全戸調査結果の集計および補足を行いながら、村の農業の将来像について、各集落ごとの話し合いを行う予定です。

外国人労働者の受け入れは外国 人労働者の方を雇用しようとした 場合、国の法律の規定などでさま ざまな制約や雇用に関しての条件 がありますが、今後の課題として 検討したい。

具体的には、果樹アグリスクールなどにより農業の継続を図っていくことが大切と思っています。これまで先人が培ってこられた栽培技術や農業経営のノウハウを、将来の後継者へつないでいくため村にある数々のすばらしい農作物や、その優良農地が消滅してしまうことがないように取り組んでいきたい。

村外に向けて、農業の魅力を発信することで、農業に取り組んでみようとする人たちを村内に受講生として迎え入れ、村の農業のすばらしさを体感いただき、村内の農地を利用した就農の機会につながればと考えています。受講生と村内の農家との接点ができれば、これが労働力の確保にもつながっていくのではないかと思っています。

現在、スダチの収穫に限定をしている労働力のマッチング事業についても本年度から JA 徳島市が

事業をスタートしていますので、 連携をしていく中で、この事業が 範囲の拡大が図れないものか検討 したい。

村内各地域の特性を生かした付加価値の高い農産物の生産や特産品を利用した加工品づくりなど、収益性の高い農業への取組みを支援したいと考えております。そのほか、農家の営農意欲の減退に直結する鳥獣害対策にも、今後ますます注力し、村内の農家の収入と農作物を守っていきたい。

農家の高齢化の問題は、すぐに解決が図れるような特効薬的な施策はありませんが、農業は村の基幹産業であるということを念頭におき、今後も粘り強く取り組んでいくことが肝要です。

石本 哲也 議員

1. 無医村について

①現在の状況について②今後の対策について

① 20 年ほど前までは、村内には2つの医療機関がありましたが、現在は1施設です。その医療機関では、医師は1人で我々村民のために日々診療を続けています。

私たちが安心して暮らすためには、身近に医療機関があり、自分自身や家族の日常的に診療や健康管理をしてくれる医師がいることは、とても重要なことです。

村内の医療機関に対しては、引き続き継続して診療いただけるよ

う依頼しておりますが、あわせて 将来を見据えた医療体制について も検討していかなければなりませ ん。

②村民の健康と安心のため今後 も村内の医療機関には、出来る限 り長く診療を続けていただけるよ うお願いして行きたい。

無医村になるおそれがある問題につきましては、今後、県、医師会等、関係機関の皆さまと相談しながら、継業の道を模索しつつ、さまざまな手段、方法により、一時的にも無医村にならないよう対応していきたい。

2. 上勝町・神山町における風力発電事業計画について

①現在の進捗状況はどうか。 ②村としてのメリットは何か。 ③今後の対応はどうするのか。(企業版ふるさと納税など)

①この事業につきましては、㈱ ユーラス上勝・神山風力が事業 者となり、上勝町、神山町の境界 付近に出力2,300kWの風車を15 基設置する計画で、発電所名は ユーラス上勝神山ウインドファー ムと聞いています。本村の大川原 に設置されている風車の出力は 1,300kWです。

今回の事業は、上勝町、神山町に建設されるため、本村に直接の関係はありませんが、建設工事に当たっては、機材の搬入などで本村の村道を通行する計画となっていることから、道路改良などにつ

いて、事業者と担当部局間で協議、 調整を行っています。

上勝町側において既に残土処理場付近の伐採が終了し、現在は風車建設場所の伐採が行われています。2021年の夏頃にかけて残土処理場および風車建設場所の造成が行われ、2022年の春頃に試運転を開始する計画です。

②今回の事業は、本村以外で実施されるものであり、本村は機材の輸送などで通過するのみとなりますので、一部風車機材の保管場所や現場事務所の用地の賃借料収入などはありますが、村としてのメリットはほとんどないものと考えています。

村としては、輸送路として協力する中で、特に本村の観光地、大川原高原を通過することになりますので、今後において、ともに大川原高原の観光資源を守っていく協力関係を築くため、事業者と協議したいと考えています。

③大川原高原の観光資源を守り発展させていくために、企業が持つアイデアや支援をいただけるよう、働きかけをしたいと考えています。企業版ふるさと納税は、地方公共団体が地域再生計画に基づき作成した地方創生に係る事業を内閣府が認定した事業に対して企業が寄附を行う制度です。企業への働きかけの一つの方策として、企業版ふるさと納税の活用も念頭に協議を進めていきたい。

議会行事出席報告

〈 〉場所・()出席者

令和元年9月

9月3日 議員協議会 <議会事務局> (全議員) 全員協議会 <農振センター> (全議員)

9日 令和元年第3回9月佐那河内村議会定例会(開会・議案審議・決算審査)<役場3階議場> (全議員) ファームステイ研修すだち料理交流会・意見交換会 <新家> (加藤議長・石本副議長・大岩議員)

10日 令和元年第3回9月佐那河内村議会定例会(決算審査・現地調査・総括審議)<議会事務局ほか> (全議員)

12日 公共事業等の促進要望等 <県東部県土整備局 徳島庁舎>(全議員)

19日 令和元年第3回9月佐那河内村議会定例会(一般質問) <役場3階議場>(全議員)

20日 令和元年第3回9月佐那河内村議会定例会(表決・閉会) <役場3階議場>(全議員)

24日 例月出納検査 <議会事務局> (服部監査委員・新居監査委員)

29日 令和元年度 佐那河内村敬老会 <小中学校体育館> (全議員)

私たちの

平成80年度決算報告

神めた税金と使われたお金

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、平成30年度の一般会計および5つの特別会計の決算が認定されました。地方自治法第233条第6項により、 村民の皆さまに決算の要領を公表します。

◆一般会計決算収支の概況

一般会計の決算は、歳入32億4,604万円、歳出30億4,619万円で平成29年度決算と比較して、歳入で14.6%、歳出で11.3%の増加となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億9,985万円の黒字となり、この額から平成31年度へ繰り越した1億1,683万円を差引きした実質的な収支は8,302万円の黒字となりました。

年 度	歳 入	歳 出	形式収支	実質収支
平成 30 年度	32 億 4,604 万円	30 億 4,619 万円	1億9,985万円	8,302万円
平成 29 年度	28 億 3,159 万円	27 億 3,584 万円	9,575 万円	7,677 万円
増 加 額	4億1,445万円	3億1,035万円	1億409万円	625 万円
増 加 率	14.6%	11.3%	108.7%	8.1%

◆一般会計歳入の特徴 ~

~村民一人あたりの納めた村税は81,922円~

自主財源では、前年度と比較し佐那河内村応援寄附金(ふるさと納税)が4億 2,193 万円増加し寄附金の合計が5億 1,442 万円となったことによるものおよびこれに関連して支払う返礼品の支払財源に充てるため応援基金の取崩し(繰入金)が2億 8,522 万円増加し繰入金の合計が5億 4,172 万円となったことなどにより6億5,487 万円(84.9%)の増加となりました。

しかし、村税では、主に固定資産税(償却資産)が226万円減少し、村税全体として(1.8%)の減少となりました。また、過去の収入未済額のうち、固定資産税3万円を不納欠損額として処分しました。

依存財源では国庫支出金が 8,408 万円 (45.9%)、県支出金が 1 億 2,150 万円 (54.5%)、地方交付税が 4,349 万円 (3.3%) の減少となりました。

この内、国庫支出金の主な減少要因は地方創生関連事業として 5,830 万円の減、県支出金の主な減少要因は産地パワーアップ事業として 8,700 万円、地域医療介護総合確保基金事業 2,800 万円の減となっています。

また、村の借金である村債では、新庁舎関連事業として、過疎対策事業債により旧校舎取壊工事 2,350 万円、及び村道西ノハナ線新設 3,950 万円を新たに発行し、過疎ソフト事業、緊急防災減災事業債、災害復旧事業債、臨時財政対策債などと合わせて、前年度より 790 万円の増額となり、村債合計で2億3,065 万円となりました。

村の歳入は、自主財源の割合が 43.9%と低く、一方で依存財源が 56.1%となっており、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっているといえます。

○村に納めた村民一人あたりの税金

【平成31年3月31日現在の人口(2,331人)で算出】

区分	平成 30 年度決算	平成 29 年度決算	増 加 額	増 加 率	一人あたり
村民税	8,227 万円	8,203万円	24 万円	0.3%	35,294 円
固定資産税	8,746 万円	9,121 万円	△ 375 万円	△ 4.1%	37,520 円
軽自動車税	1,175万円	1,149万円	26 万円	2.3%	5,041 円
村たばこ税	948 万円	978 万円	△ 30 万円	△ 3.1%	4,067 円
計	1億9,096万円	1億9,451万円	△ 355 万円	△ 1.8%	81,922円

◆一般会計歳出の特徴

~村民一人あたりに使われたお金は1,306,817円~

目的別では、前年度より議会費、民生費、農林水産業費、商工費、公債費が減少し、その他の項目は増加しました。 総務費ではふるさと納税関連事業、土木費では過疎対策事業、消防費では防災救急棟設計業務費及び第3分団 詰所建設費、教育費では旧校舎解体工事及びスポーツ集会施設整備費などが増加の要因となっています。

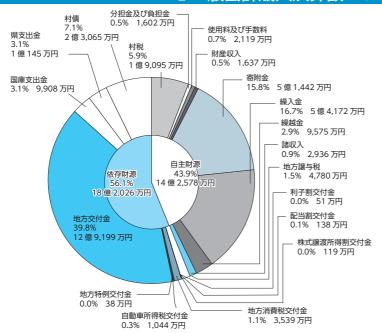
公債費は、前年度より1億 2,144 万円減少しており、この内、特殊事情である繰上償還を除く定期償還額の比較では3,979 万円の減少となっています。

また、諸支出金は、減債基金や応援基金などへ合計6億3,235万円を積み立てたものです。

性質別では、任意的経費が 60.2%、義務的経費が 29.5%、投資的経費が 10.3%となっています。なかでも、 義務的経費である人件費は 14.5%、公債費は 10.8%となっています。

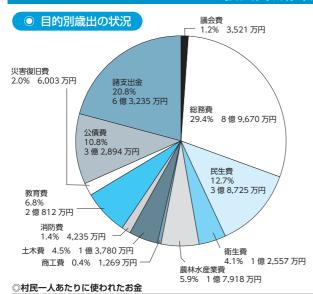
義務的経費については、歳出全体に対する割合が低いほど財政の弾力性が確保されるので、今後の村の財政運営での大きなポイントの一つになるといえます。

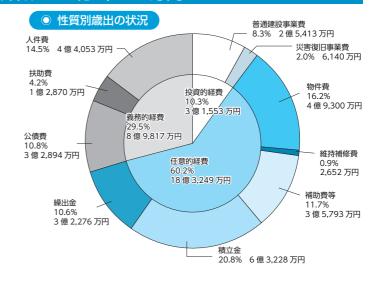
32億4.604万円 ·般会計歳入決算額



私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税 △繰入金 使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り 入れるお金 △繰越金 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金 △その他の白主財源 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付 △国庫支出金 国の補助事業に対する国からのお金(これに県や村のお金を合わせて各種事業が行わ △県支出金 県の補助事業に対する県からのお金 (これに村のお金を合わせて各種事業が行われま △その他の依存財源 地方讓与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付 金などのお金

般会計歲出決算額 30億4.619万円





村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

15,105⊨ 384,685⊞ 166,130⊨ 53,870⊨ 76,868_円 5.444_m 59,116円 18,168_円 89,284_F 25,753_円 141,115_m 271,278_円

【平成 31 年 3 月 31 日現在の人口(2,331 人)で算出】

道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費 △投資的経費 △任意的経費 村が裁量によって任意に支出することができる経費 △義務的経費 支出することが制度的に義務付けられている経費

△普通建設事業費 道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費

△災害復旧事業費 災害により被災した施設を復旧するための経費 △物件費 霊用書・役務書・委託料などの消費的性質を持つ経費

△維持補修費 道路・公共施設などを修繕するための経費 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費 △補助費等 △積立金 財政運営を計画的に行うためにお金を積み立てる経費

一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費 △操出金 △公債費 村が国などから借りた借金返済の経費

△扶助費 高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費 △人件費

特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

◆平成30年度特別会計決算

特別会計は、特定の事業に ともなう保険料や使用料など によってその事業を行うため の会計で、お金の流れをわか りやすくするために一般会計 と区別しています。

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
国民健康保険事業	3億3,801万円	3億1,167万円	2,634万円	2,634万円
簡 易 水 道	1億981万円	1 億888万円	93万円	93万円
農業集落排水事業	1 億4,676万円	1 億4,520万円	155万円	155万円
介護保険事業	3億7,243万円	3億6,333万円	910万円	910万円
後期高齢者医療	4,818万円	4,771万円	47万円	47万円

平成30年度決算

財政健全化法に基づく

📑 財政健全化法とは… 📮

平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気とわかってから服薬や手術をするものだとすると、この財政健全化法は、生活習慣を心がけるとともに定期の健康診断を行うなど、「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、重大な病気になる前に対処するものだといえます。

🖪 財政の健全度を判断するには… 📮

下図のとおり①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率⑤資金不足比率の数値などで判断します。なお①~④の数値については、標準財政規模(地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を示す指標のひとつ。村の財布の大きさを示すものといえ、平成30年度は1,508,707千円)の数値を基礎としながら算出されます。

L'されます。				
		健全財政 (健全経営)		財政悪化 (経営悪化)
	佐那河内村 の数値	0%	早期健全化段階	再生段階
①実質赤字比率	-%	0	15.00%~	20.00%~
②連結実質赤字比率	-%	0	20.00%~	30.00%~
③実質公債費比率	0.0%	0	25.00%~	35.00%~
④将来負担比率	-%		350%~	
⑤資金不足比率	-%	0	20%~	
※実質赤字額または連結実質 実質公債費比率または将来ない場合、及び資金不足額 と記載されます。	定され	早期健全化基準 経営健全化基準 イエローカード	財政再生基準	

《早期健全化基準》

財政悪化の状態が「イエローカード」。破たん防止の措置であり、自治体は自主的に財政再建に取り組まなければなりません。この基準を超えると、一般的な事業などは制約され、財政健全化計画を策定し、議会の議決を受け公表し、計画の実施状況も公表しなければなりません。また外部より監査を受けなければなりません。

《経営健全化基準》

資金不足比率において早期健全化基準に相当するもの。

《財政再生基準》

財政悪化の状態が「レッドカード」。国の管理のもとで財政再建に取り組まなければなりません。 この基準を超えると、早期健全化よりも厳しく一般的な事業などは出来なくなり、財政再生のみを目標 とした自治体となります。

🗐 項目別の解説 🗐

① 実質赤字比率とは…

普通会計(村では一般会計のこと)の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。村の平成30年度決算における算定結果は、実質収支額が83,029千円の黒字(標準財政規模に占める割合は5.5%の黒字)となっていて、実質赤字比率は一%となります。

4指標及び資金不足比率について

② 連結実質赤字比率とは…

全会計(村では一般会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・介護 保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計の6つの会計)の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度 を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

村の平成30年度決算における6つの会計の実質収支額の算定結果は、121.436千円(標準財政規模に占める割 合は8.04%の黒字)となり、連結実質赤字比率は一%となります。

③ 実質公債費比率とは…

自治体の「財布」から「借金返済」にどれだけ充てられてい るかを示す比率です。村の算定結果は、平成28年度が2.3%、 平成29年度が△2.0%、平成30年度が△0.2%となっていて、3か 年の平均値は0.0%となります。



実質公債費比率が高い

※家庭に例えると家計に占める ローン返済の割合が高い。

財政の硬直化

※自由に使えるお金が少ない。

④ 将来負担比率とは…

一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政 を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

村の平成30年度決算における算定結果は

将来負担するもの…2,597,713千円

- ・地方債(村の借金)の返済
- ・現時点での全職員が退職したと仮定した場合 の退職手当負担見込みなど

軽減されるもの…6,408,508千円

- ・基金(村の貯金)
- ・借金の返済に対する国からの交付見込額

将来負担比率 の算定式

(将来負担するもの)

2,597,713千円

1,508,707千円 (標準財政規模)

(軽減されるもの)

6,408,508千円

 $\times 100 = -\%$

322.018千円

- (平成30年度分の国からの 借金に対する交付額)

※分子が△になるため -%となる。

⑤ 資金不足比率とは…

各公営企業(村では簡易水道特別会計と農業集落排水事業特別会計の2つの会計)の資金不足を、公営企業の 事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。平成30年度決算において各公 営企業とも赤字が無い状態であり、資金不足比率は一%となります。

◎今後の財政運営にむけて∞

以上5つの項目のうち①~④の指標により、村の財政が健全化であるかどうかをチェックしましたが、どの 項目もイエローカードである早期健全化基準には達していません。また⑤の指標による各公営企業も経営健全 化基準に達していません。なお、実質公債費比率は、0.0%とピーク時(平成20年度の3か年平均)の23.2% から年々改善されてきてはいますが、将来的な地方交付税の減少などを見据え、自主財源の確保と事務事業の 見直しなどにより健全な財政運営に努める必要があります。

徳島バスを利用する人のための 「タクシーの無料利用制度」のお知らせ

10月1日の徳島バスのダイヤ改正から、嵯峨路線が廃止になりました。また、朝宮神社から神山町方面へは、村道を通行せず国道を通行するようになりました。

朝宮神社から新府能トンネルまでの間に、4カ所(幸田・森ノ宮橋・遠野・野神原)停留所が設けられました。

※村内は「フリー乗降区間」になっていますので、停留所以外でも乗降することができます。



佐那河内村では、バスの停留所まで行くことが困難な人のために、タクシーの無料利用制度を始めました。

- ○利用できる人は、バスの停留所まで行くことが困難で、必ずバスに乗車する人です。 年齢制限はありません。※ただし、定期券等を購入し、毎日利用する人は除きます。
- ○利用できるタクシー会社は「(有) 佐那河内観光タクシー」のみです。
- ○利用できる区間は、自宅から最寄りのバスの停留所までの区間です。

【ご利用の方法】 佐那河内観光タクシー(電話 088-679-2205)

- ○タクシーの台数に限りがありますので、原則、前日までに事前の予約をお願いします。 急に依頼した場合、ご希望のバスの時刻に間に合わないおそれがあります。
- ○タクシー会社に電話し「バスに乗るため」と伝え、利用する日時を予約してください。 バスの時刻に余裕を持った時間を依頼してください。
- ○タクシーを利用し、タクシーを降りるときに「バス乗車確認書」を渡してくれます。
 バスに乗り、バスを降りるときに、運賃・バスの整理券と一緒に「バス乗車確認書」を運賃・
 整理券入れに入れてください。
- ○帰りのバスの時刻や降車場所を変更するときは、必ずタクシー会社に連絡してください。
 - お問い合わせ 佐那河内村役場 総務課 ●

役場新庁舎

役場新庁舎の基本設計がまとまりましたのでお知らせします。

平成 29 年度に策定された新庁舎基本計画をもとに、平成 30 年 6 月から進めてきた新庁舎の基本設計がまとまりましたので、次のページに平面図を掲載します。

新庁舎の面積は、1 階 1,828 ㎡、2 階 571 ㎡、合計 2,399 ㎡で、基本計画時の面積 2,025 ㎡より 374 ㎡広くなっています。これは、廊下など共用部分の面積が増えたことによるものです。

また、7月29日(月)に農業総合振興センターで開催した新庁舎基本設計の住民報告会で、出席者からいただいた各諸室の配置などに関係するご意見やご質問などにお答えします。

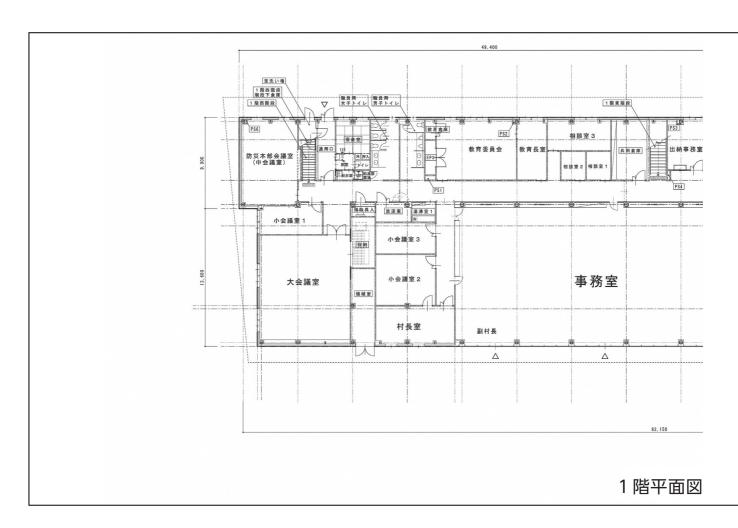
【1階】

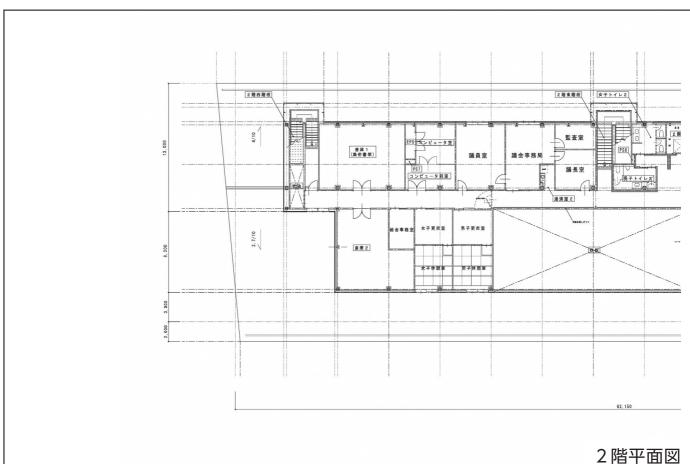
- (問) 出納事務室とEV(エレベータ) が隣に配置されているのはおかしいのでは。
- (答) 配置については問題ないと考えますが、人の動きが混同するのを防ぐために、出納事務室前にスペースを設け、 EV 前との間に仕切りを設けました。
- (問) 玄関に近い良い場所に共用倉庫を設けるのはもったいないのでは。
- (答) 共用倉庫を配置している場所は階段下のスペースとなることから、倉庫以外の諸室を設けることは困難です。
- (問) 社会福祉協議会を庁舎内に配置するのはおかしいのでは。
- (答) 役場業務との連携を重視し庁舎内の配置としていましたが、別組織であることから、ご意見を踏まえ庁舎 内に配置しないこととしました。
- (問)教育委員会と教育長室が離れているのは不便でないか。
- (答) 社会福祉協議会の移動に伴い、教育委員会の隣に教育長室を配置し、不足していた相談室及び会議室を増 やしました。
- (問) 副村長は事務室の中央部に配置するのが望ましいのでは。
- (答) 現在の配置で事務室全体の把握ができることや、村長室に近い配置、近くに応接、協議スペースが設けや すいことから、計画どおりの配置としています。
- (問) 庁舎の周囲に駐車場が配置されているが、村らしい眺望が望めるようにして欲しい。
- (答) 庁舎西側の事務室ゾーンの周囲に駐車場を配置し、庁舎東側の利用者ゾーン及び村民テラスから、村の風景が望めるように計画をしています。

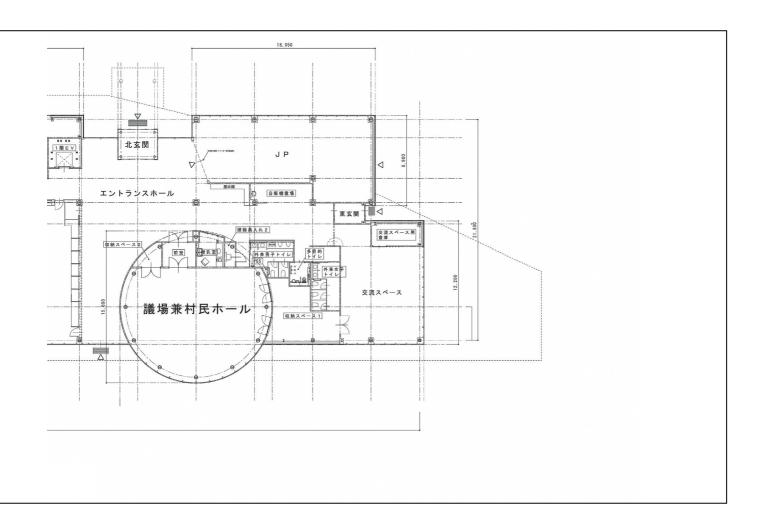
【2階】

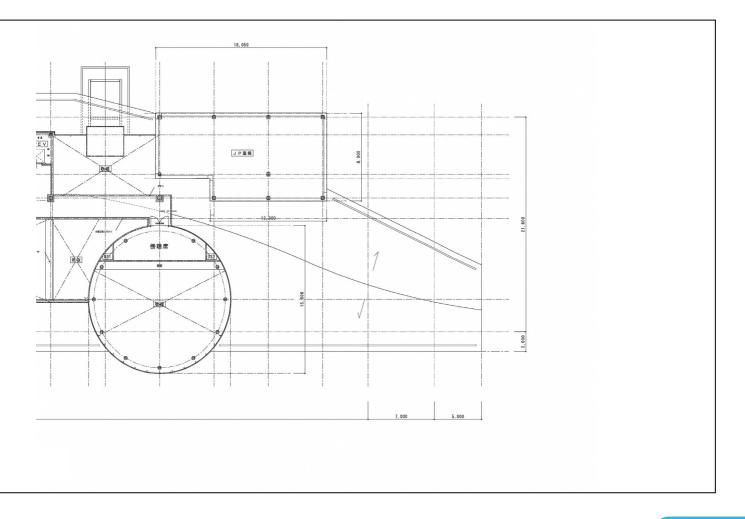
- (問) 傍聴席の2列目から1階の見え方はどうですか。
- (答) 傍聴席の前面は透明性のある材質で柵を設け、1列目より2列目の位置を高くしますが、構造上どうしても2列目からは1階手前の様子が見えづらくなります。

その他、空調の具体的方法について、どのように木質化をするのか、郵便局の賃料についてなどのご質問をいただいていますが、今後、順次お知らせをしていきます。









御の節題

9/1

消防団ポンプ連結訓練

9月の防災月間に合わせて、根郷・村道田野々線から丸田中央線にかけて、山火事を想定したポンプ連結訓練を実施しました。午前7時の訓練放送を合図に各分団詰所から一斉に出動し、次々と小型ポンプ・ホースを連結させ、放水しました。他分団との連携など、実践さながらの訓練が出来ました。団員の皆さま、早朝からお疲れ様でした。



9/3 (火)

書家の山根玉峰さんが来庁されました

書家の山根玉峰さんが来庁され、村民の皆さんのためにお役立てくださいと 100 万円を寄附されました。いただいた寄附金は、佐那河内村のさらなる発展のために有効に使わせていただきます。



9/5 (木)

令和元年度「敬老の日」長寿者慶祝訪問

「敬老の日」にちなんで、本村最高齢である上村マサミさんと櫻木節夫さんの長寿をお祝いし、慶祝訪問が行われました。徳島県知事の代理として、東部保健福祉局長 川村章二さんよりお祝い状と記念品を、佐那河内村長より名誉村民である山根先生より頂いた書をプレゼントしました。ご家族や、入所者さん、施設スタッフの皆さんに囲まれ、華やかなお祝い会となりました。これからもお元気で過ごされることを心よりお祈りいたします。



櫻木 節夫さん

上村 マサミさん



集団救急事故訓練を行いました。

農振センター2階大和室にて、集団救急事故への対応 訓練を行いました。この訓練は国道438号線で観光バス と軽自動車が絡む衝突事故が発生した、と仮定して行わ れました。救命救急士2人が中心となって多数の患者に トリアージ(同時多発した患者の重症度に応じて、治療の 優先順位を付けること)を実施し、県内の医療機関へスムー ズに搬送するための手順を確認しました。多重事故はい つ何時発生してもおかしくありません。村として最善を 尽くせるよう、今後も訓練を行いたいと思います。



9/**13** (金)

日下早苗(宮前)さんがすだちシールを考案

日下早苗さんが「もっと多くの人に佐那河内村 を知ってもらえるように」とオリジナルのすだち シールを考案しました。

今回、日下さんと親交があり、長年すだちを送っている現春日野部屋付年寄の富士ヶ根親方(元二所ノ関部屋 小結 大善(二所ノ関部屋は力道山、大鵬などを輩出しています。))に日下さん宅で収穫し、すだちシールを貼った袋入りすだちと一緒に写真を撮影していただきました。





9/20

保育所の「お月見会の集い」は、和気あいあい!

中辺八千代会と高樋若柳会の11人の皆さまが「お月見の集い」に参加くださいました。

お月見クイズや「つき」の歌を歌ったりした後、みんなでお 月見団子をつくりました。優しいおじいちゃんやおばあちゃん と一緒につくったお月見団子は、とっても美味しかったです。 また、運動会の練習もご覧くださり、温かい応援に子どもたち は一層張り切っていました。



物の節道



交通守全街頭キャンペーンで守全運転を 呼びかけました

秋の全国交通安全運動の取組みとして、大宮神社前のバス回転場を利用して交通安全街頭キャンペーンが行われました。早朝にもかかわらず、小学生と保護者、地域の安全を守る会や徳島東交通安全協会の皆さんなど大勢の人が参加しました。

小学生が書き込んだ交通安全のメッセージ付きキャンペーン グッズを、小学生自らが出勤前のドライバーに手渡して、安全 運転を呼びかけました。



令和元年度 敬老会開催



金婚式 代表 山口允張さん・シヅ子さん夫妻

9月29日(日)、本年度75歳以上になられる人や金婚者をお招きし、村民をあげて長寿と健康を祝福することを目的に開催しました。

174人の出席をいただき、保育所、老人会、すだち連などさまざまな余興に楽しいひとときを過ごしました。



ダイヤモンド婚式 代表 白木正さん・和子さん夫妻



敬老年金贈呈 松下 秀治さん



米寿代表 東 耕夫さん



率寿代表 山川 靖子さん



被招待者代表謝辞 青木 勝茂さん

敬老会招待者

75歳以上招待者 599人 うち米寿 (88歳) 25人 うち高齢者 (80歳) 30人 金婚者 9組 ダイヤモンド婚者 6組

佐那河内村長選拳 選拳結果

任期満了に伴う佐那河内村長選挙は、10月1日(火)に告示され、届出のあった候補者が一人であっ たため、公職選挙法第100条第4項の規程により、無投票当選となりました。

一村長選挙結果一

当選 岩城 福治 無投票



10月7日(月) 当選証書の授与式が行われました。







国民年金はあなたの味方です!

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人には、「国民年金に加入して保険料を納めること」が法律で義務付けられています。「年金なんて…」と思われるかもしれませんが、**国民年金**は、老後だけでなく、"安心"で"お得"な**現役世代の強い味方**です。

▶国民年金が"安心"な理由

国民年金は国が運営!

- ・国が責任をもって運営しているので、安心です。
- ・基礎年金支給額の2分の1は、国が負担しています。(未納の場合、この国庫負担分も含めて受給できません。)

▶国民年金が"お得"な理由

○老後を支える終身保障です!

老後の給付(老齢基礎年金)は、終身で受け取れる一生涯の保障です。

○万が一の時も保障されます!

けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「**障害基礎年金**」が、死亡したときには、残された家族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなど、現役世代の保障も充実しています。

○社会保険料控除が受けられます!

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

○年金を受け取る条件が緩和されました!

保険料を40年納めることが原則ですが、万が一、納めることができなかった場合でも、10年あれば必要な期間※を満たすことができます。(平成29年8月に25年から10年に短縮されました。)

※老後の年金を受け取るのに必要な期間(納付や免除等の期間)です。

▶納め方も選べて便利!

①金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付 日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納める方法です。

②電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングで納める方法です。

③口座振替

□座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

④クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納める方法です。

*過去の納め忘れの保険料については、①または②の方法をご利用ください。

GREDIT

▶保険料が割引されてお得!

○まとめて前払い(**前納**) すると、**保険料が割引**されます。

例) □座振替をご利用いただいた場合、2年前納⇒2年で15,760円の割引、1年前納⇒1年で4,130円の割引。 参考:令和元年度における1カ月の国民年金保険料額 16.410円

▶国民年金は終身保障などの利点があります!

	日中た会	
	国民年金	民間の個人年金
加入	・国民の義務として日本に居住する 20 歳~ 60 歳のすべての人が加入	・個人が自由意思で加入
給付の特徴	・物価の上昇などに合わせて給付額が引き上げられ、将来 に渡って実質的な価値を保障 ・給付は終身、一定限度額で非課税	・自分が積み立てた保険料およびその運用益の範囲 で給付 ・基本的には給付は有期、課税対象
給付の種類	・老齢、障害、死亡(遺族)の全てをカバー	・各個人が選択した種類のリスクをカバー
運営	・国により運営されており、基礎年金支給額1/2と運営 事務に要する費用の多くを国が負担	・民間の保険会社が加入者から集めた保険料により、 自社の経営に必要な諸経費も含めて運営
負担の減免	・支払った保険料の全額が、所得から控除 ・生活が苦しい場合には、一定の条件で保険料を免除	・支払った保険料は、一定額まで所得から控除



徳島県最低賃金 令和元年10月1日から

時間額 793 円 *

お問い合わせ 徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL088-652-9165) または最寄りの労働基準監督署まで

農地中間管理機構による農用地の借り手を募集します

農地中間管理機構では、農地を貸したい人(貸し手)から長期で農用地を借受け、農業経営規模 の拡大や新規参入のために農用地の借受けを希望する人(受け手)へ、できる限り集約して貸付け を行う農地中間管理事業を実施しています。

農地中間管理機構は都道府県単位で設置され、徳島県においては「公益財団法人徳島県農業開発 公社」が徳島県知事から指定を受けています。

農地中間管理機構から農用地を借り受けたい人は、借受希望者の公募に応募する必要があります。

募集期間 令和元年10月15日(火)から11月15日(金)まで ※年3回公募しています。

申込み先は、徳島県農業開発公社です。貸し手の募集は産業環境課で随時受け付けています。 ほか、農地に関する相談がありましたら、農業委員会へお問い合わせください。

農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農地を農地以外(具体例: 宅地、駐車場、資材 置場、植林など) に利用する場合には、農業委員 会への転用の申請をする前に、農用地区域から除 外する手続きが必要です。該当の人は、産業環境 課まで申請をお願いします。

※申請受付期間 令和元年10月31日(木)まで

※申請用紙 産業環境課もしくは村ホーム ページにあります。

なお、申請にあたり次の点にご留意をお願いし ます。

- ●申請地が農用地区域内農地かどうかは産業環境 課で確認できます。
- ●農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員 会の審議を経て、県の同意・許可を受けること になりますので、一定の期間(約半年)がかか ります。農地以外に転用をお考えの人は、早め にご相談ください。
- ●申請の内容や周囲の状況などから判断して、除 外できない場合があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

令和元年度がん検診及び特定健診のお知らせ

令和元年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、**健康福祉課保健衛生係**までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程及び場所(集団健診)

検 診 日 程	検診場所	受 付 時 間
令和元年 10 月 17 日休 【申込みは終了しています】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、 事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	農振センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査 のみ実施	8:30~11:00
令和元年 11 月 2 日生 【申込み期限:10 月 11 日金】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30~11:00 ※婦人科検診は10:00~11:00
令和元年 12 月 6 日金 【申込み期限:11 月 15 日金】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、 事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	農振センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:30~14:00 (**ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。

※11 月のとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査:負担金3,300円・腹部エコー検査:負担金5,500円】を追加できます。(11 月は先着20 人限定です。)ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着 20人限定でオプション項目【頸部・腹部 エコー検査:負担金 8,800 円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容及び負担金(集団健診)

検診内容	対 象 者	負担金
胃 が ん 検 診 (バリウム検査)	40 歳以上の村民 ※令和元年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺 がん検診	40 歳以上の村民(65 歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀 痰 検 査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円

大腸がん検診	40 歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 令和元年度において満 40 歳となる村民 (昭和 54 年 4 月 1 日〜昭和 55 年 3 月 31 日生まれの人) ② 平成14年度から平成30年度までの間に、肝炎ウィルス検 査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50 歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40 歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子 宮 が ん 検 診	20 歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、平成30年度に受診された人は、 令和2年度に検診を受けてくださるようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳 が ん 検 診	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、平成30年度に受診された人は、 令和2年度に検診を受けてくださるようお願いします。 ※12月6日飴は、午前中も受付します。	1,000円

- ※生活保護受給者は、負担金は無料です。
- **※12月6日金の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。
- ※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和元年6月1日から令和2年2月29日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。平成30年度に胃内視鏡検診を受診された人は、 令和2年度に検診を受けてくださるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

☆国保脳ドックについて

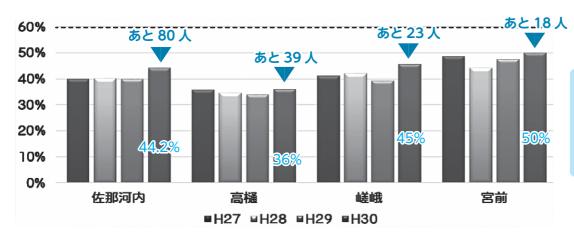
国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ次の内容で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で 40 歳から 74 歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。平成 30 年度に助成された人 は対象となりません。)
期間	令和元年 7 月 1 日から令和元年 12 月中旬ごろまで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※受診を希望される人は健康福祉課国保係までお申込みください。**脳ドックと特定健診を同時に受診する** こともできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

特定健診・特定保健指導を受けましょう!

平成30年度地区別受診率です。国の目標は受診率60%! 佐那河内村は44.2%!国の目標60%達成を目指します! 今後とも皆さまのご協力をよろしくお願いします。



近隣市町村は? 上勝町・・・61.5% 神山町・・・51.2% ※R1.7.25 時点

特定健診を受けるメリットは?

1健康維持・増進

自分の身体の状態がわかります。

- ○血圧・血糖・脂質など基準値を超えると動脈硬化症などの原因となります。
- ○食事・運動など、ご自身の身体に合った生活を見直す機会になります。
- ○治療中の病気のコントロール状況がわかります。

⇒検査の結果や生活習慣との関係など村の保健師が個別での説明会も受け付けています☆

②医療費の抑制・保険料にも影響

- ○生活習慣病を予防することで健康を保ち、医療費も抑えることができます。
 - ⇒脳卒中や心臓病など恐ろしい病気の多くは生活習慣が原因で起こっています。
- ○受診率が向上することで、国からの支援金が増えます。
 - ⇒保険料に反映します。



市町村(保険者)の努力に応じて交付金がもらえる保険者努力支援制度が始まっています。

努力して良い結果を出している市町村により多くの交付金がもらえます。もらった交付金はすべて保険料に充てられるため、交付金が増える分、村民の皆さまの保険料負担が減る仕組みになっています。

特定健診、特定保健指導、がん検診の受診率、収納率やメタボの改善率などで加点がもらえ、交付金の増加につながります。

皆さまの保険 料に影響があ ります!

介護保険からのお知らせ

今和元年10月から 介護保険サービスの利用者負担が変わりました

理由① 介護職員の人材確保

介護の経験や技能をもった職員に重点を置きながら、安定した介護人材の確保を進めるための介護職員の処遇改善を行います。

理由② 消費税率引き上げに伴う事業者負担軽減

事業者が介護サービスの対価として利用者や村から受け取る介護報酬には消費税がかかりません。しかし、事業者がサービス提供に必要な物を購入すると、物品代に消費税がかかります。今後も事業者が安定してサービスを提供できるように、介護報酬を引き上げることで事業者の負担軽減を行います。

例 要介護2の認定を受けていて、利用者負担割合が1割の人の場合

デイサービスの利用料(7時間以上8時間未満)

1回につき 760円 → 765円

ヘルパーの利用料(身体介護中心で20分以上30分未満)

1回につき 248円 → 249円

※注意! 要介護(要支援)の度合いやサービスの利用状況により、利用者負担金額は変わります。 詳しくはご利用中のサービスや施設等の担当者までお問い合わせください。

○支給限度額が引き上げられました

おもな在宅サービスでは、1ヶ月に介護保険で利用できる上限額が要介護(要支援)の度合いにより決められており、その金額を超えた分は利用者の全額自己負担となっています。今回の介護報酬改定等により、今までと同じサービスを利用しても上限を超えてしまう場合があることから、利用者の負担が増えないように支給限度額が引上げられました。

例 要介護2の認定を受けている人の支給限度額

196,160円 → 197,050円

※注意! 要介護 (要支援) の度合いより、支給限度額は変わります。

○居住費等・食費の基準費用額が変わりました

施設サービス等を利用するときに支払う居住費等・食費の基準額が引き上げられました。施設の維持管理等にかかる費用に消費税がかかることなどから、基準費用額を引き上げて事業者の負担を軽減し、安定した施設サービス等を確保します。

1日あたりの費用額		変更前	変更後
	ユニット型個室	1,970円	2,006円
 居住費等	ユニット型個室的 多床室	1,640円	1,668円
	従来型個室	1,640円(1,150円)	1,668円(1,171円)
	多床室	370円 (840円)	377円 (855円)
	食費	1,380円	1,392円

※()内は介護福祉施設、短期入所生活介護の場合 ※低所得者には軽減措置があります

今後の安定したサービス提供のためにもご協力をお願いいたします。

今和2年度 保育所利用申し込みについて

保育所を利用する人は、利用申し込みと合わせて保育の必要性の認定(支給認定)の申請をして支給認定を受けなければなりません。

● 保護者は、「保育の必要性」の認定と保育所利用申し込みを市町村へします。

『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込(継続確認)書』 *用紙は、保育所・役場にあります。

● 市町村から保護者に 『支給認定証』 が交付されます。

3 つの 認定区分 *1号認定 満3歳児以上で幼稚園利用の場合

- *2号認定 満3歳児以上で保育所利用の場合
- *3号認定 満3歳児未満で保育所利用の場合
- * 市町村は、「保育の必要性」により利用調整し、保育所利用を決定します。
- 市町村から『入所承諾通知書』『保育料決定通知書』を送付します。

- 村内に住民登録し、現に保護者等と共に村内に居住している家庭の児童
 - * 村内へ転入予定の人は、村内居住の人と同様に申込みしていただきます。
 - * 村外に居住されている人で、転入予定のない人についても佐那河内保育所への申込みはできますが、まず居住地の保育所担当窓口にてご相談ください。

- 受付期間 令和元年11月1日 [金] から令和元年11月15日 [金]
- 受付場所 佐那河内村役場 健康福祉課

保育の必要性の認定を受ける保護者は、次のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは、提出資料に基づき審査します。

	〈認定要件〉	必要書類
(1)	就労している	就労証明書(自営申告書)
(2)	妊娠・出産	母子手帳(保護者名および分娩予定日のコピー)
(3)	保護者の疾病・傷害を有している	医師による診断書、または障害者手帳のコピーなど
(4)	親族の介護・看護	介護・看護状況申告書
(5)	震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあたっている	罹災証明書など
(6)	求職活動(起業準備を含む)	求職活動状況申告書
(7)	就学(職業訓練)	学生証、または在学証明書
(8)	虐待や DV のおそれがある	保護証明など
(9)	育休取得時の継続利用	就労証明書
(10)	その他、上記に類する状態として村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

〈保育の必要量〔保育標準時間・保育短時間〕〉

『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込(継続確認)書』により、村が保育の必要量に応じ、最長11時間までの利用可能な〈保育標準時間〉と最長8時間までの利用可能な〈保育短時間〉に分けて認定を行います。〈保育標準時間〉と〈保育短時間〉では、利用できる時間や利用料が異なります。

保育標準時間平日の7:30から18:30まで(最長11時間)保育短時間平日の8:30から16:30まで(最長8時間)

◎土曜保育利用については、申込時にご相談ください。

佐那河内小中学校だより

9月7日(土) 佐那河内小中学校







今年も、小中学生ともに全てのプログラムを参観し、小学生も中学生も楽しめる文化祭となりました。 昨年に引き続き児童会・生徒会の合同の出し物に加えて児童会によるクイズ大会を行いました。児童・生 徒は1学期から準備をすすめ、学習発表や劇、ダンス、合唱などさまざまな出し物をたくさんの人の前で 披露しました。出し物それぞれがとても工夫されていて、見に来ていただいた皆さまに楽しんでいただく ことができました。

ご参観いただいた皆さま、ありがとうございました。



学習発表 (小学5年)



佐那河内エイサー (中学2年)



「魔王一MAOU」(中学3年)



「クラスミーティング」 (小学6年)



「シンデレラ」(中学1年)

第53回 村民体育祭を開催します!

本年度も、健康づくりを促進することを目的に秋季恒例の村民体育祭を10月27日に開催することとなりました。世代を超えて交流し楽しめる競技をたくさん用意してお待ちしています。ご家族、ご友人お誘いあわせのうえ奮ってご参加ください!



開催日 10月27日(日)

予備日11月10日 9:00開会

場所に使那河内小中学校グラウンド

○当日ボランティア募集○

本年度村民体育祭では体育祭前日・当日のテント等設置のお手伝いをしていただけるボランティアを募集します!

○前日 10月26日(土) 8:00~

○当日 10月27日(日) 7:30~

お問い合わせ 教育委員会

2019年度 人権教育講演会の案内

〇公演日 令和元年11月23日(土·祝)

10:00~(開場9:30)

○場 所 佐那河内小中学校体育館

○対 象 小中学生とその保護者、

人権大学生、村民

○講演者 落語家 桂 竹丸 さん

○演 題 ホタルの母

桂 竹丸(落語家)さん 1980年、日本テレビ「お笑いスター誕生!!」に出場。 5週勝ち抜きを果たして銀賞を獲得。 翌年「お笑いスター誕生!!」の審査委員長であった桂米丸に入門する。 二ツ目昇進後は着々と頭角を現し、国立演芸花形演芸大賞で銀賞を、 NHK新人演芸大賞では大賞を受賞。歴史ものの新作落語を得意とし、

「常に明るい高座をつとめる」をモットーに話芸に磨きをかけている。

「特攻の母」と呼ばれた島浜トメさんと若い特攻隊員を題材にした新作落語

『そうだ、おばさん。おれ、明日 ホタルになって帰ってくるよ』

これは落語家の桂竹丸が若者にも受け入れられやすい新作落語を通して、後世に伝えていきたいと考える講演落語『ホタルの母』の中のセリフです。彼は『江戸時代の人情を伝えるのも落語家の仕事ならば、繰り返してはならない昭和の悲劇を伝えるのも落語家の使命」と考え、この講演落語会を始めて十数年になります。「母と子という、かけがえのない絆に焦点を当てて命の大切さを、尊さを伝えたい。人間が人間らしく生きられる幸せを伝えていけたらと思っています(竹丸)」…一般的な講演会ではないので資料もプロジェクターもスクリーンも必要ない、体ひとつで演じる芸だからこそできる講演会を、そして落語家という人間の力を、ぜひご覧いただきたいと思います。

佐那河内の人権教育

VOL.271

マイノリティとマジョリティ

皆さんのまわりには左利きの人はいるでしょうか。日本人の約11%が左利きと言われています。89%の人は右利きで多数を占めています。

ふと身のまわりにあるものを見てみると、例えばハサミや机の引き出し、お茶を入れる急須など、そのほとんどが右利き用で、最近ではユニバーサルデザインが採用されているものもあります。

マイノリティとは、社会的少数派を意味する言葉で、マジョリティは多数派を意味しています。マイノリティ側には、障がいの有無、LGBT、国籍など、社会的な偏見や差別の対象になることも多くあります。マジョリティ(多数派)側は全然気にしていないことでも、マイノリティ(少数派)側には、生きづらさを感じている場面も少なくありません。

当たり前と思っていることが、実は当たり前ではないのかもしれません。

個性を認め合い、多様な価値観を尊重しあい、共に幸せになれる社会をめざしていきたいものです。

佐那河内人権教育研究協議会 佐那河内村教育委員会

地域おごし協力隊の活動報告

こんにちは

地域おこし 協力隊

赤肉 良樹です。

不安定な天気が続いていますが、皆さまいかがおすごしでしょうか?

9月の活動記録

すだちの収穫が終盤にさしかかり、かなり 忙しく過ごしています。

去年よりは病気や擦れも少なく、良いもの が出来たように思います。

ふゆわらべは、一回目の土寄せをしていま

すが、病気がちらほら 出て、早めに予防しな いと広がると思い、焦 っています。



広報を書くのも今月で最後になります。

3年前に初めて佐那河内村に来たときは右も左も分からないまま作業に追われていました。それは今も変わらずなのですが、この3年間で自分のやりたいことの方向性が見えてきた気がします。関わってくださった皆さまや役場の皆さまに支えられ、佐那河内村に定住して農業をやろうと思えた事が一番の収穫です。

卒業してからもご迷惑をかけるかもしれませんが、今後ともよろしくお願いします。

3年間、本当にありがとうございました。

宮岡 香織

先日、高松市のサンメッセ香川 (9/21)・ 徳島マルシェ (9/29) で、試作中のメンマ 『醸(カモ)し竹』のPRに行って来ました!

お客さまに『醸し竹』の試食をしていただき、感想を聞くと、市販のメンマと違って臭みも無くとても美味しい!まだ販売されていないの?と大変好評でした。徳島県内唯一の村、佐那河内村から来ました!とお伝えすると、村に興味を持たれる人が多く、PRにも繋がったと思います!また、村内の皆さんにも試食してもらいたいと考えています。試作中の『醸し竹』の商品化を

めざして頑張って, いますので、これ からも応援宜しく お願いします!



阿部 真夕

Thank you for everything! (今までありがとうございました。)

このたび私事ですが7月に入籍し、9月末をもちまして地域おこし協力隊を退職させていただくことになりました。2017年4月に佐那河内村に来てから2年半、たくさんの人々にお世話になりました。ありがとうございました。





放課後英語活動の講師として小学校の英語教育また保育所の英語の活動に携わらせていただきました。活動の中で子どもたちがどんどん英語を吸収してく姿に驚いたり、思うように活動が進まず落ち込んだり、子どもたちと過ごした時間はわたしにとってもたくさんの学びがありました。

また、村民の皆さまの農作業もお手伝いさせていただき、野菜やそばの栽培、田植え、稲刈り、すだちやみかんの収穫などたくさんのことを経験させていただきました。

こうしていろいろな経験ができたのも、村民の皆さまのご理解、ご協力があったからだと感謝の気持ちでいっぱいです。離れても佐那河内村と関わりを持っていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

新家情報

◆ 新家利用報告◆

9月9日(月) 坂本貴子さん、長尾久代さんを講師にお招きし、明治大学生の皆さまにすだち料理講習会として利用していただきました。郷土料理のいり飯をはじめ、ずいきとハスの酢の物などベテラン主婦の指導により手際よく料理が仕上がっていました。

学生たちのつくった料理を受け入れた農家の皆さまと食事し和やかな時間を過ごされました。

新家はどなたでも利用できる施設ですので、皆さまのお越しをお待ちしております。





◆新家イベント告知◆

令和元年 11 月 23 日 (土·祝日) 10:00~14:00

「新家マルシェ」を行います。村内のお客さまにこれまで以上に楽しく足を運んでいただくために今回初のカレー・たこ焼き・クレープのキッチンカーが出店、人気作家さんの手作りのバッグ・革小物・子ども服販売と村外からの参加が盛りだくさんです。いつもの村内の出店者さまとともにマルシェをおおいに盛り上げてくださることと思います。ぜひ遊びにおいでくださるのをお待ちしております。

新家『日替わり村ランチ』10月1日より再開しました

いつもお引き立てをいただきありがとうございます。

すだちの収穫作業も終了し、10 月1日より『日替わり村ランチ』を再開しました。消費税増税により 価格改正しましたが、地元野菜を中心に村のお母さま手づくりの栄養満点で愛情たっぷりのランチをご 用意しました。

皆さまのお越しを心よりお待ちしています。

なお、10 月よりお弁当の注文は受付しますが、配達はいたしかねますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

日替わり村ランチ

火~金曜日(祝日除く) 11:30~13:00 ※月曜日のランチはお休みですので、ご注意ください。 (売り切れ次第終了)

(限定30食) 600円(税込み)





※売り切れ次第終了となりますので、ご予約も承ります。

電話 636-4030 / 636-4033 (一財) さなごうち 地域交流拠点『新家』

佐那河内村移住交流支援センター便り

こんにちは、佐那河内村移住交流支援センターです。今年度は4月に2組、5月に1組、8月に1組入居や契約が決まりました。これも受け入れてくださる地域の皆さんのご理解とご協力があってのことです。村内では転出や高齢化で地域の担い手が減る一方、新しく移住者を受け入れていくためには利用できる物件が必要になってきます。できるたけ良い状態でお借りするためには所有者の協力が必要です。放置するほど劣化は進み、改修費用が高額になってしまいます。使われなく

なった物件をできるだけ良い状態でお貸しいただくことが今後、移住者を受け入れていくために重要となってきます。村内に不動産をお持ちで将来の管理にお悩みの人、家財の処理などにお困りの人はぜひご相談ください。物件を貸していただくことと、利用できる状態であることが前提にはなりますが、今年度は家財の片付けのお手伝いもさせていただきます。

連絡先 企画政策課内 佐那河内村移住交流支援センターまで

『満月の夜に現れる不思議な食卓』、 フルム=シダイニシグを開催しました。

9月14日の満月の日に、昨年12月に徳島市より嵯峨地区に移住された内野さんのお宅をお借りして移住交流イベント、フルムーンダイニングを開催しました。

フルムーンダイニングも数えて 6 回目となる今回は、すだち農家の大仲さんの 園地ですだちの収穫体験をさせていただきました。また健康づくりの会のお母さ ん達にも協力をいただき、すだちを使った郷土料理であるいり飯や、村で採れた 野菜料理を提供していただきました。

4組6人の皆さまが参加してくださり、内野さんから空き家改修の話や、スタッフとして参加いただいた村民の人から村の暮らしや文化をお話していただき、村の魅力を伝えていただきました。このイベントを通じて村内で農地を借りて移住を考えたいと言う人もいました。

使われなくなった家に新しい人が暮らし、満月の夜に村内外の人が食卓を囲みながら交流し、そこで生まれた縁がまた移住に繋がっていくこのイベントを今後も続けていきます。

満月の夜に村内の皆さまのお宅でも素敵な縁が生まれる食卓を開催してみてください。





石

南

ひまわり

何

七月十七日

農振センター

紫陽花の一と夜の雨で生きかえる 片かげり移り渡りて夕散歩 遠き日の思い出多し山桜桃 手間入れて青草引 すぐそばに水ある暮らし河鹿鳴く 今咲きしのうぜんの花すぐ落ちて の日 火音呼び止められて空仰ぐ 曇り育ち過ぎたる胡瓜かな 屋に降り注がれし合歡の花 緑にそびえており以生家かな 花に雌花沖をどりもつ夏の虫 ・路来て感謝で仰ぐ星月 に泳ぎ場作り村放送 くもおいつかず 安喜 坂田 安喜 内藤 西村 西尾 後藤あや子 絵美 昌夜 子 志 昭 美

さなごうち俳句 GOING SANAGOCH

駐在所だより

障がい者・高齢者交通安全県民運動実施中

10月は障がい者・高齢者を交通事故から守る運動が、 県民をあげて展開中です。

障がい者の方や高齢者を見かけたら、必ず道を譲る ようにしましょう。

交通ルールは必ず守って運転しましょう!

徳島県が死亡事故発生率全国ワースト1位

(9月24日現在の統計)

全国の交通事故死者数 2155人(昨年より-246人)

何かご用件のある人はお気軽にお掛けください。 駐在所 (Tel 088-679-2110) へのご連絡をお待ちして います。なお緊急の場合は 110 番通報をお願いします。

徳島県の交通事故死者数 31人(昨年より+8人)





読み合い朗読会

「伝えたい村の話」 第44回

●前回は「佐那河内村史」から住居について読み合いました。村に初めて電灯が灯ったのは大正12年。今から96年前のことでした。江戸時代は行燈(アンドン)で、明治中頃から漸くランプが普及はじめたようです。それでも家人だけの時には、肥えた松の枝を乾かして、小さく割いて燃やして明かりにしていたようです。●家の明かりを消してみてください。一カ所だけ豆球を付けてみま

しょう。そこは電灯が灯るまでの佐那河内。夜は早く休み、朝早く起きての村人の営みが浮かんできます。●もう一つ。電灯が灯ったのは水力発電所ができたから。大正8年に着手して11年に完成し、12年からの送電でした。その水力発電所は、今はもうありませんが、佐那河内村には新しく小水力発電所が稼働して、これからの未来に繋げているようです。

ツリーベルズ 鈴木 昇・惠子

- ●期 日 10月28日 (月) 19時30分~20時30分
- ●場 所 農振センター (2階)
- ●連絡先 鈴木 (090-2156-7935)

佐那河内村地域包括支援センターだより

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を 開催しています。楽しく身体を動かして、交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待 ちしています。 10月号

10月17日(木) コーラス教室 10月28日(月) いきいき体操教室 10月29日(火) 健康料理教室

11月8日(金) 脳若トレーニング教室

農振センター 13:30~15:00

農振センター 13:30~15:30農振センター 10:00~13:30

農振センター 10:00~13:30

10月30日(木) いきいきサロン

農振センター 9:30~

(どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。)

10時頃から「いきいき百歳体操」を行います。体操のみの参加でも構いませんのでお気軽にご参加ください。

※日程等に変更がある場合は 村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■場所:特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■電話:679-3383 ■担当:佐々木・大西・加藤



9/14 (±)

日本拳法 緑風館 岡山商科大学と合同練習!

村民体育館で今回が初となる、岡山商科大学との合同練習が行われ県内外から大人、子ども合わせて約70人が参加しました。

岡山商科大学には緑風館の岩井さんが在籍していたご縁もあり、今回の合同練習が行われることになりました。選手の皆さんは夏の気温に負けずに、打撃、投げ技、関節技などを駆使した実戦さながらの熱い練習を行っていました。合同練習を主催した緑風館道場師範の橘さんは「今後も合同練習を積極的に行い、佐那河内村から日本一の選手を輩出したい」と語られました。



9/14~16 (土) (月)

第27回藤花杯少年野球大会 3位

同大会に佐那河内少年野球クラブは上八万少年野球部と合同チームで出場しました。参加32チームから3回戦まで勝ち上がり準決勝では接戦の末、3位となりました。

村からは山田清翔くん、仲野颯平くん、松下竜大くん、谷謙信くん、仲野結さんが出場しました。

1回戦 三野若芝 4 vs 0

2回戦 高川原ファイターズ 8 vs 5

3回戦 浦庄クラブ 5 vs 4

準決勝 板野ウィングス 0 vs 1 ×

佐那河内少年野球クラブは部員を大募集中しています!男女問わず ぜひ見学にきてください。

毎週月曜日 中央運動公園グラウンド 17 時から練習

問い合わせ:松下 (報告:佐那河内少年野球クラブ保護者会)



鑫花杯 少年野球大会

農振センター 2階和室

健康体操教室 20:00~21:00 村民体育館

卓 球 19:30~21:00 ※バドミントン

20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、 事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の 手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内) ☎679-2817 IP5006

В	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
			卓球			
10	11	12	13	14	15	16
	健康体操教室				バドミントン	
17	18	19	20	21	22	23
			卓球		バドミントン	
24	25	26	27	28	29	30
	健康体操教室				バドミントン	
) 進脉冲探教至				ハトミントン	

それが第233号



剪定講習会

シルバー人材センターでは、会員及び一般住民の 剪定技能アップと技能習得のため、庭木の剪定講習 会を開催します。

1. 対象者 人材センター会員および一般住民 (おおむね60歳以上の人 2. 定 員 15人

3. 受講料 無料

4. 開催場所 村役場前など

庭木の剪定

講習時間 両日とも9:30~15:00

※剪定ばさみなどをお持ちの人はご持参ください。

男性の料理講習会

高齢化が進行するなか、生活に欠かせないひとつ として食があります。

自分自身の健康を保つためまたこれまであまり料理をしたことがない男性を対象に料理講習会を開催します。

1. 開催日時

令和元年11月14日休 11月15日 9:30~13:00

2. 開催場所

佐那河内村農業総合振興センター

3. 対象者

男 性

4. 内 容

・血圧測定、身体計測外 9:30~

· 調理実習 10:30~

5. 持参品

・エプロン、三角巾、筆記用具 材料代200円

お申し込み・お問い合わせは

社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

このようなことで お困りではありませんか?



福祉サービスの書類や 利用の仕方がわからない。



公共料金の支払いや お金の出し入れをしてほしい。



通帳や印鑑 大切な書類を なくしてしまいそう。

高齢者や障がい者の皆さんが、安心して暮らせるお手伝いをします。

基本サービス ①福祉サービス利用援助

選択サービス ②日常的金銭管理

③書類など預かりサービス

利用料

1回1,500円(1時間程度)

対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい 者などの人で判断能力が十分でない人。

※同時に本事業の契約内容に関して判断 しうる能力を有していること。

●善意銀行だより● (受付順)

●山 下 哲 央 様……金一封

●松 浦 キヨコ様……金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

月日	曜日	行 事 名	場所・時間	備考
10月16日	水	ふれあい昼食会	農振センター 1 階会議室 11:00~14:00	
10月17日	木	・ 中間テスト	中学校	
10月18日	金	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 2 階大和室 19:30~21:00	対象者:特定健診で血圧・血糖などが少し高めの 人 持参物:運動しやすい服装・水筒など
10月18日	金	おみこし、ハイジ訪問	健祥会ハイジ、村内	
10月18日	金	遠足(中学1年·3年)		
10月22日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00~翌11:00	
10月25日	金	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 2 階大和室 19:30 ~ 21:00	対象者:特定健診で血圧・血糖などが少し高めの 人 持参物:運動しやすい服装・水筒など
10月25日	金	臨時休校(中学校研究大会)		
10月27日	В	村民体育祭	小中学校 9:00~15:00	
10月28日	月	いきいき体操教室	農振センター 1 階会議室 13:30~15:30	対象者: 医師から運動制限を受けていない人 持参物:運動しやすい服装・水筒など
10月28日	月	英検 jr.	小学校 16:00~	
10月29日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00~翌11:00	
10月29日	火	健康料理教室	農振センター 1 階会議室 10:00~13:00	対象者:健康づくりに関心がある人 持参物:材 料代200円、エプロン、筆記用具など
10月29日	火	わんぱく広場おはなしの会	保育所 10:00~11:00	
10月30日	水	いきいきサロン	農振センター 1 階会議室 10:00~16:00	どなたでも参加できます。
10月30日	水	親子クッキング	農振センター1階会議室	
10月31日	木	オリエンテーリング(小学校)	髙樋方面 9:30~14:30	
11月1日	金	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 2 階大和室 19:30~21:00	対象者:特定健診で血圧・血糖などが少し高めの 人 持参物:運動しやすい服装・水筒など
11月5日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00~翌11:00	
11月6日	水	第4回人権大学講座	農振センター 19:00~20:30	
11月8日	金	健康づくりチャレンジ教室	農振センター 2 階大和室 19:30~21:00	対象者:特定健診で血圧・血糖などが少し高めの 人 持参物:運動しやすい服装・水筒など
11月8日	金	漢字検定	小中学校 16:00~	
11月11日	月	心配ごと相談・行政相談 人権擁護相談・特別(法律)相談	農振センター 1 階会議室 9:00~12:00	
11月12日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00~翌11:00	
11月13日	水	ふれあい昼食会	農振センター 1 階会議室 11:00~14:00	
11月14日	木	わんぱく広場	保育所 10:00~11:00	スノードームづくり
11月14日~15日	木~金	男性の料理教室	農振センター 9:30~13:00	持参品:エプロン、三角巾、筆記用具、材料代200円
11月15日	金	臨時休校(小学校)		

個人情報に関する内容のため削除しています



子どもたちに誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION

四国支店

〒760-8533 香川県高松市寿町2丁目4番5号 Tel. 087 (811) 1804



授業の日以外も自習室利用で徹底サポート!

個別指導熟

トライプラス 二軒屋校

30120-177-202

無料体験授業・友達紹介キャンペーン実施中

徳島市南二軒屋町 2-3-20 (徳島製粉さんそば) 教室長:中村 恵美 (旧姓:嵯峨)







徳島市八万町法花51-7 TEL 088-677-9355 https://awa124e.jp

№.127 さわやかすだち寒天

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ



●材料(4人分)

すだち 8枚 粉寒天 3/4本 180cc すだち汁 20cc 水 炭酸水 160cc さとう 35g

●作り方

- ① 粉寒天を分量の水に溶かし、沸騰さ せ(1~2分)、さとうを加える。
- ② ①にすだちの果汁を加え粗熱をとっ て、炭酸水を加える。
- ③ 型に流し込み、上にすだちの輪切り を浮かし冷やし固める。

●ポイント

粉寒天はしっかり溶かしてから使いま しょう。